

ペダル付き原動機付自転車は、

# 一般原動機付自転車<sup>※</sup>です。

運転をするには、以下のルールを守る必要があります。

※定格出力が0.6キロワットを超える場合は自動車

「知らなかった」  
では済まされない！  
重大な違反です！

**ナンバープレート**  
を取得しなければいけません！

ミラーやライト等の  
**保安部品**  
を付けなければいけません。



**自動車損害賠償責任保険**  
に加入しなければなりません。



運転には**免許**が必要です。

**ヘルメット**  
をかぶらなければいけません。



自転車のようにペダルを漕いで乗っていても、  
**原動機付自転車の運転**です。  
歩道は通行できません。

長野県警察